

滋賀県大津港ターミナルビル広告設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、滋賀県広告等事業実施要綱(平成 20 年 4 月 9 日付け滋財第 101 号。以下「要綱」という。)および滋賀県大津港ターミナルビル広告設置基準(以下「基準」という。)に基づき、滋賀県(以下「県」という。)が保有する大津港ターミナルビルへの広告等の設置等について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要領で使用する用語は、要綱および基準で使用する用語の例による。

(対象施設、規格等)

第3条 広告等の設置等の対象となる施設は、大津港ターミナルビルとし、設置位置は別紙仕様書に定めるとおりとする。

2 広告等の規格および区画等については、別添仕様書による。

(広告等の募集)

第4条 広告等の募集は、県のホームページ等で公募することにより行う。

(広告等の応募、審査および決定)

第5条 広告等の設置等を希望する者は、広告設置申込書(別記様式第1号。以下「申込書」という。)を募集要項で定める期限までに知事に提出するものとする。

2 県は、前項の申込書の提出があったときは、募集要項に定める応募資格および広告等の設置等の要件(以下「応募資格等」という。)を満たすかどうかを審査の上、広告等の設置等の可否について決定し、設置等の開始予定日の10日前(その日が県の休日に当たるときは、その直前の県の休日以外の日)までに申込書を提出した者(以下「申込者」という。)に通知するものとする。ただし、申込者が広告代理店その他の広告取扱業者であって、申込書の提出時に広告主が決定していないときは、広告主の決定後、県が別に定める日までに審査を受けるものとする。

3 県は、同一の区画に前項の審査の結果、応募資格等を満たした申込者が複数あるときは、公開による抽選により決定するものとする。この場合において、県が複数の区画を募集し、他に申込者のない区画があるときは、県は、抽選に外れた申込者について、その希望により当該申込者のない区画に係る広告等の設置等を行う者として決定することができる。

4 申込者は、申込書の提出後、広告等の設置等を取り止める場合は、広告設置辞退届(別記様式第2号)を県に提出するものとする。

(行政財産の使用許可)

第6条 前条第2項または第3項の決定を受けた広告主等(以下単に「広告主等」という。)は、広告等の設置等に際し、あらかじめ、滋賀県公共港湾施設の設置および管理に関する条例(昭和39年4月1日条例第54号)に定めるところにより行政財産の使用許可を受けなければならない。

(契約書の締結)

第7条 県は、第5条第2項または第3項の規定により広告掲出の決定をしたときは、別紙「広告の設置に関する契約書」を広告主等と締結するものとする。

(広告等設置料)

第8条 広告主等は、広告等設置料および滋賀県行政財産使用料条例(昭和39年滋賀県条例第5号)の規定に基づき算定した使用料(以下「使用料」という。)

(以下「広告等設置料等」という。)をそれぞれ県が発行する納入通知書により、一括して納付するものとする。

2 納付された広告等設置料等は、原則として返還しないものとする。ただし、特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を返還することができる。

3 広告物等の設置等の期間が1年に満たない場合の広告等設置料等の取扱いについては、行政財産の目的外使用許可に準じて取り扱うものとする。

(広告等の作成)

第9条 広告主等は、自己の責任と費用で広告等の内容が明らかとなる書面を作成し、別に定める期日までに知事に提出するものとする。

2 県は、前項の書面の提出があったときは、当該広告等の内容が申込書の記載事項と相違がないことならびに要綱、基準および本要領に適合していることを審査するものとする。

3 県は、前項の規定による審査の結果、当該広告等の内容が適当でないと認めたときは、広告主等に対し、当該広告等の内容の修正を求めることができる。

(広告等の内容の修正)

第10条 知事は、広告等の内容、デザイン等が法令、要綱または基準等に違反し、またはそのおそれがあると認めるときは、いつでも広告主等に対して、広告等の内容の修正を求めることができる。

(費用負担)

第11条 広告等の設置等および撤去に要する費用は、広告主等自らが負担するものとする。

(広告内容の変更)

第12条 広告主等は、設置等をした広告等の内容を変更しようとするときは、変更の14日前までに、知事に書面で申請し、同意を得るものとする。

(契約の解除等)

第13条 知事は、広告主等が、次の各号のいずれかに該当するときは、設置等をした広告の表示を一時中止し、または当該広告主等との契約を解除することができる。

- (1) 指定する期日までに広告等設置料の納付がないとき。
 - (2) 第9条第3項の規定による訂正または削除の求めに応じないとき。
 - (3) 第10条の規定による広告等の内容の修正を行わないとき。
 - (4) その他県が広告等の設置等を継続することが適切でないと判断したとき。
- 2 広告主等は、前項の規定により、契約を解除されたときは、速やかに当該広告等を撤去しなければならない。
- 3 知事は、広告主等が前項の規定による広告等の撤去を行わないときは、広告主等に代わって撤去等の措置をとることができる。この場合において、知事は、撤去に要した費用を広告主等に請求するものとする。

(設置等の取りやめ)

第14条 広告主等は、10日前までに、書面で申し出ることにより、広告等の設置等を取りやめることができる。この場合において、広告主等は、併せて行政財産の返還の手続をとるものとする。

(広告主等の責務)

- 第15条 広告主等は、広告等の内容、設置等がされた広告等の安全性その他広告等に関する一切の責任を負うものとする。
- 2 広告主等は、広告等の内容が法令等に違反しないことおよび第三者の権利を侵害するものでないことを保証するものとする。
- 3 広告主等は、設置等を行った広告等に関し、第三者から、苦情、損害賠償請求等を受けたときは、広告主等の責任および負担において解決することとする。

(協議)

第16条 要綱、基準およびこの要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県と広告主等が誠意をもって協議し、その解決を図るものとする。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、別に定める。

付 則

この要領は、平成22年10月28日から施行する。

この要領は、令和5年2月1日から施行する。

別紙

滋賀県大津港ターミナルビルの広告設置にかかる仕様書

1. 施設の概要

施 設 の 名 称	大津港ターミナルビル
施設用途、目的	公共港湾施設
所 在 地	滋賀県大津市浜大津五丁目1番地
営 業 日 、 時 間	① 4月1日から6月30日まで（金曜日、土曜日 および日曜日ならびに休日およびその前日（以下 「休日等」という。）に限る。） …午前8時から午後9時30分まで ② 4月1日から6月30日まで（休日等を除 く。）…午前8時から午後9時まで ③ 7月1日から8月31日まで …午前8時から午後10時まで ④ 9月1日から翌年3月31日まで（休日等に限 る。）…午前8時から午後9時30分まで ⑤ 9月1日から翌年3月31日まで（休日等を除 く。）…午前8時から午後8時30分まで
年間利用者数	約130,000人
主 な 利 用 者	観光客等
備 考	—

2. 募集広告枠

種 別	ポスター ※広告物の材質は限定しませんが、掲示板に収納可能で、壁 面を損傷することのないようお願いします。
壁 面 形 状 等	掲示板（柱の表面）
広 告 枠 の 数 量	3枠
設置可能スぺ ース	B1サイズ（縦1,030mm× 横728mm）
備 考	—

○ 問い合わせ先・申込書提出先

〒520-8577 大津市京町四丁目1-1

滋賀県土木交通部流域政策局河川・港湾室河港行政第二係

電話番号 077-528-4161・4156

F A X 077-528-4904

メールアドレス ha04@pref.shiga.lg.jp

申 込 者	住所または所在地		
	商号または名称		(会社の概要等が確認できる書類を添付してください。)
	代表者職・氏名		
	担当者	部署名	
		氏名	
	連絡先	電話番号	
		F A X	
E - m a i l			
広告等の設置等申込種類			
広告等の設置等希望場所 (県指定済)			滋賀県大津港ターミナルビル前柱
使用期間			令和 年 月 日から令和 年 月 日
見積額			(あらかじめ広告等設置料を定めない場合に、記入する。) 金 _____ 円 ※上記金額は消費税及び地方消費税を含む。
広告等の 内容	仕様		※広告等の内容については、決定後、県と協議の上決定
	別添資料		
(参考) 予定広告 内容	(予定)広告主名		
	業種・事業内容		
	設置する内容		※デザイン等の素案(ラフ案)がある場合は別途添付してください。

添付書類
☐ 定款、寄附行為その他これらに類するもの
☐ 法人登記記載事項全部証明書（コピー可）
☐ 会社概要および直近３カ年の決算報告書（コピー可）
☐ 誓約書

別記様式第2号

広 告 設 置 辞 退 届

令和 年 月 日

(あて先)

滋賀県知事 三日月 大造

住所または所在地
商号または名称
代表者の役職・氏名

令和 年 月 日付けで大津港ターミナルビルに係る広告設置申込書を提出しましたが、都合により辞退しますので届け出ます。

広告の設置に関する契約書（案）

滋賀県知事 三日月大造(滋賀県一般会計発行事業者番号T7000020250007。以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)は、甲が所有する下記行政財産に広告を設置することに関し、次のとおり契約を締結する。

(契約の要項)

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

- | | | |
|------------|----------------------|-----------------------------|
| (1) 広告媒体 | } | 別紙仕様書のとおり |
| (2) 広告の位置 | | |
| (3) 広告枠数 | | |
| (4) 広告の規格 | | |
| (5) 広告等設置料 | 金 | 円(うち消費税額等〇〇〇,〇〇〇円 消費税率 10%) |
| | (内訳) | 広告等設置料 円 |
| | | 使用料 円 |
| (6) 設置期間 | 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで | |
| (7) 納入場所 | 滋賀県の指定する場所 | |

(総則)

第2条 乙は、この契約書および別紙仕様書のほか、滋賀県広告等事業実施要綱(以下「要綱」という。)、滋賀県大津港ターミナルビル広告設置基準(以下「基準」という。)、滋賀県大津港ターミナルビル広告設置要領(以下「要領」という。)および滋賀県大津港ターミナルビル広告募集要項(以下「募集要項」という。)の定めるところに従い、広告の設置を行わなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第3条 乙は、この契約から生ずる一切の権利または義務を第三者に譲渡し、転貸し、または承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による同意を得た場合はこの限りでない。

(事故発生時の報告)

第4条 乙は、本契約に基づく広告の設置に関する業務(以下「業務」という。)の実施に関し、事故その他契約の履行を行い難い事由が生じたときは、直ちに甲に報告し、その指示に従うものとする。

(監督および法令上の責任)

第5条 乙は、本業務に従事する者を指揮監督し、労働基準法、労働災害補償保険法その他の関係法令上の全ての責任を負わなければならない。

(広告等設置料等)

- 第6条 乙は、広告等設置料を甲が発行する納入通知書に従って納付しなければならない。
- 2 乙は、自己の責めに帰する事由により前項の規定による広告等設置料の納付が遅れたときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、年 10.75 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払うものとする。
- 3 甲は、乙が広告等設置料を納付期限までに支払わなかったときは、乙が当該広告等設置料を納付するまでの間、広告の設置の拒否その他の措置をとることができる。
- 4 納付された広告等設置料は返還しない。ただし、甲が、特別の理由があると認めたときは、その全部または一部を還付することができる。

(広告の作成等)

第7条 乙は、乙の責任および費用で設置する広告を作成するものとする。

2 乙は、設置しようとする広告の内容について、甲の指定する期日までに甲の審査を受けなければならない。広告の内容を変更しようとする場合も同様とする。

3 乙は、広告の内容が法令ならびに条例および規則に違反せず、第三者の権利を侵害するものでないことを保証するものとする。

4 甲は、広告の内容、デザイン等が法令、条例もしくは規則またはこの契約書および別紙仕様書、要綱、基準もしくは要領（以下「法令等」という。）に違反し、またはそのおそれがあると判断したときは、いつでも乙に対し広告の内容の修正を求め、または広告の設置を一時中止することができる。

5 乙は、前項の規定により甲から広告の内容の修正を求められた場合にあっては正当な理由がなくこれを拒むことはできず、甲が広告の設置を一時中止した場合にあっては甲に対し、広告等設置料の減額または損害賠償の請求その他一切の請求をすることはできない。

(広告の管理)

第8条 乙は、設置中の広告について、乙の責任と負担において適正に管理しなければならない。

(広告内容の変更)

第9条 乙は、設置をした広告の内容を変更しようとするときは、変更の14日前までに、甲の書面による同意を得なければならない。

(広告の撤去)

第10条 乙は、本契約が満了したときまたは次条の規定により契約が解除されたときは、乙の責任と負担において速やかに広告を撤去しなければならない。

2 甲は、乙が前項の規定による広告の撤去を行わないときは、乙に代わって撤去等の措置をとることができる。この場合において、甲は、撤去等に要した費用を広告主等に請求できる。

(契約の解除)

第11条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

(1) 乙が本契約の条項に違反したとき。

(2) 乙が破産手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の申立てをし、もしくは申立てを受けたとき、または解散決議があったとき。

(3) 手形または小切手の不渡処分を受ける等支払停止もしくは支払不能の状態に陥ったときまたは差押、仮差押、仮処分、競売もしくは租税滞納処分を受けたとき。

(4) 広告の設置に係る行政財産の使用許可が取り消されたとき。

(5) 甲が、広告の設置を継続することが適切でないと判断したとき。

(6) 乙、乙の役員等（乙の代表者もしくは役員またはこれらの者から県との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）または乙の経営に実質的に関与している者が次のいずれかに該当するとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であると認められるとき。

イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していると認められるとき。

オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 暴力団、暴力団員または前記ウからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。

2 乙は、前項の規定により甲が契約を解除したときは、甲に対して損害賠償請求その他一切の請求をすることができない。

3 乙は、10 日前までに、甲に書面で申し出ることにより、本契約を解除することができる。

(損害賠償等)

第 12 条 乙は、本業務の処理に当たり、この契約およびこの契約に基づく甲の指示に違反して、甲または第三者に損害を与えた場合は、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、設置した広告に関し、第三者から苦情、損害賠償請求等を受けたときは、乙の責任および負担において解決しなければならない。

(守秘義務)

第 13 条 甲および乙は、本契約の履行に当たり知り得た一切の事項について、秘密扱いとし、理由の如何を問わず他人に開示または漏洩してはならない。本契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

(その他)

第 14 条 この契約に定めるもののほか、広告の設置に関して必要な事項は、要綱、基準、要領および募集要項その他関係規定の定めるところによるものとする。

(裁判管轄)

第 15 条 この要領に定める広告掲出に関する訴訟等の管轄は、県の財産の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第 16 条 この契約書に定めのない事項またはこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 大津市京町四丁目 1 番 1 号
滋賀県知事 三日月 大造 ㊟

乙 住所
氏名 ㊟